

「南海トラフ地震臨時情報」発表時及び大規模地震（震度5弱以上）発生時
の対応基準

森町教育委員会
令和6年9月1日から実施

	南海トラフ地震臨時情報 (調査中・巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	地震発生
登校前	○ 地震への備えの再確認 (保護者に対応状況周知)	○ 自宅待機	○ 避難行動
登校中		① 避難行動 ・学校、自宅へ ② その後の対応 (学校にいる場合) ・保護者引き渡し	① 避難行動 ・学校、自宅又は避難場所へ ② その後の対応 (学校にいる場合) ・安全が確認されたのち保護者引き渡し又は避難所へ (学校以外にいる場合) ・自宅又は避難所へ
在校中		① 学校待機 ② その後の対応 ・保護者引き渡し	① 避難行動 ② 学校待機 ③ その後の対応 ・安全が確認されたのち保護者引き渡し又は避難所へ
下校中		① 避難行動 ・学校、自宅へ ② その後の対応 (学校にいる場合) ・保護者引き渡し	① 避難行動 ・学校、自宅又は避難場所へ ② その後の対応 (学校にいる場合) ・安全が確保されたのち保護者引き渡し又は避難所へ (学校以外にいる場合) ・自宅又は避難所へ

※ 【避難所】 …被災後に自宅を失った人、自宅に戻れない人が一定期間避難生活を送る場所。

【避難場所】 …震災時、火災の延焼による危険から一時的に逃げ込み、命を守る場所。
公園や小中学校のグラウンドなどの屋外等。
家族や隣近所などであらかじめ決めておく任意の避難場所。

※ 町は災害時、災害種類や状況に応じて町指定避難所を開設。
(学校、総合センターなどの公共施設 … 町内指定避難所 15 箇所)